太田市告示第８１号

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１１条第１項の規定に基づき、次の区域を形質変更時要届出区域として指定する。

令和８年５月２１日

太田市長　　穂積　昌信

１　形質変更時要届出区域として指定する区域

太田市新島町 939（別図のとおり）

２　土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン、六価クロム、シアン化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物